

安心して住み続けられる

災害に強いまちを目指して

区では、災害に強い街を目指して、助成・支援制度を充実させています。ぜひ、活用してください。なお、各種制度には、対象・条件等があります。詳細は、必ず事前にお問い合わせください。

不燃化特区の助成制度・取り組み

災害等で大きな被害が想定される木造密集地域のうち、特に改善が必要な地域が「不燃化特区」として指定されています。

「不燃化特区」(右地図)では、建築物を建て替える際や解体する際に助成金等の支援を受けることができます。

期間 令和8年3月31日まで

対象地域 地図内

問合せ 指定があるもの以外は住まい街づくり課防災街づくり係 ☎内線2827

老朽木造建築物の建て替え助成の拡充

主要構造部が木造で、建築後15年以上経過している建築物(耐火建築物等を除く)の解体費全額(上限あり)と、設計費・工事監理費・建築費の一部を助成します。



老朽建築物解体時の助成

昭和56年5月31日以前に建築された建築物で、次のいずれかに該当する場合、建築物の解体費の全額(上限あり)を助成します。

- ▶ 主要構造部が木造であるもの
- ▶ 主要構造部が木造以外で、区が危険と判定したもの

住み替え助成

自身が所有する危険老朽建築物を除却し、民間賃貸住宅に転居する方に、礼金・仲介手数料、3か月分の家賃の一部を助成します。

専門家の派遣

建て替えや解体を検討している方に、弁護士・建築士・司法書士等の専門家を無料で派遣します(年度内5回まで)。

相談時間 2時間(1回)

共同建て替え助成(密集事業)

密集事業区域では、複数の地権者が、1つの敷地で共同住宅へ建て替える場合、解体費・設計費・工事監理費・建築費の一部を助成し、防災性の向上と良好な住環境整備促進を目指します。

対象地域 地図内

問合せ 住まい街づくり課防災街づくり係 ☎内線2821

建築時の助成制度(都市防災不燃化促進事業)

補助90号線沿道30mの範囲に耐火建築物を建築する場合、建築主に建築費の一部を助成します。

対象地域 地図内

対象条件 次のすべてを満たす耐火建築物
 ▶ 2階建て以上で、高さが7m以上である
 ▶ 敷地面積30㎡以上で、延べ床面積が45㎡以上である等

固定資産税・都市計画税の減免

不燃化のために建て替えをした住宅や防災上危険な老朽住宅を取り壊した後のさら地で、要件を満たす場合に税額を減免する制度があります。申請方法等の詳細は、お問い合わせください。

問合せ 荒川都税事務所 ☎(3802)8111

道路拡幅・公園等広場の整備

防災性の向上と居住環境の改善のため、道路の拡幅や公園・広場等の整備を行っています。



その他の支援制度

不燃化特区以外の地域の方は、次の制度を利用できます。

問合せ 指定があるもの以外は住まい街づくり課住宅係 ☎内線2824

木造住宅耐震化推進事業

▶耐震診断支援事業

昭和56年5月31日以前に建築された木造の戸建住宅や、活用を検討している空き家の耐震診断の費用を助成します。

限度額 30万円(診断費の全額)

上記の診断の結果、耐震補強工事等が必要となった場合、設計・工事費用の一部を補助します。

支援メニュー	限度額(補助率)
耐震補強設計支援事業	15万円(設計費の2/3)
耐震補強工事支援事業	180万円(工事費の4/5)
耐震建替え工事支援事業	200万円(工事費の4/5)
除却工事支援事業	180万円(工事費の4/5)
耐震シェルター設置工事支援事業	30万円(工事費の2/3)

※非木造住宅に対する支援制度の詳細は、お問い合わせください

整備地域不燃化加速事業

主要構造部が木造で、建築後15年以上経過している建築物(耐火建築物等を除く)の解体費全額(上限あり)と、設計費・工事監理費の一部を助成します。

期間 令和8年3月31日まで **対象地域** 地図内

防災ベッド設置支援事業

昭和56年5月31日以前に建築された木造の戸建住宅に防災ベッドを設置する費用を助成します。

限度額 50万円(設置費の9/10)

感震ブレーカー取付費助成

揺れを感知したときに自動的にブレーカーを落として通電火災を防ぐ「感震ブレーカー」の設置工事費・器具購入費を助成します。

問合せ 防災課防災事業係 ☎内線418

家具類の転倒・落下・移動防止対策器具取付費助成

家具類の転倒・落下・移動防止対策器具の設置工事費・器具購入費を助成します。

問合せ 防災課防災事業係 ☎内線418

分譲マンション耐震アドバイザー派遣事業

昭和56年5月31日以前に建築された分譲マンションに無料で耐震アドバイザーを派遣し、耐震化のアドバイスを行います(1棟につき3回まで)。

ブロック塀等撤去助成事業

道路等に面する危険なブロック塀等(高さが1.2m超)の撤去費用を助成します。

限度額 1m当たり1万6000円(工事費の2/3)

住宅資金の融資あっせん制度

老朽住宅を除却し、耐火建築物等の住宅に建て替え等を行う方に、住宅取得に必要な資金の融資をあっせん(区の指定する金融機関)し、利子の一部(最大年利1.5%)を補給します(除却する前に相談が必要)。

空家利活用事業

空き家を活用して地域に貢献する事業を行う方に、リフォームにかかる費用を助成します。

限度額 200万円(工事費の2/3)

問合せ 住まい街づくり課住宅係 ☎内線2826

老朽空家住宅除却助成事業の拡充

昭和56年5月31日以前に建築された1年以上空き家の住宅で、区の現場調査等により倒壊等の恐れがあると診断された場合に、解体工事費用の一部を助成します。

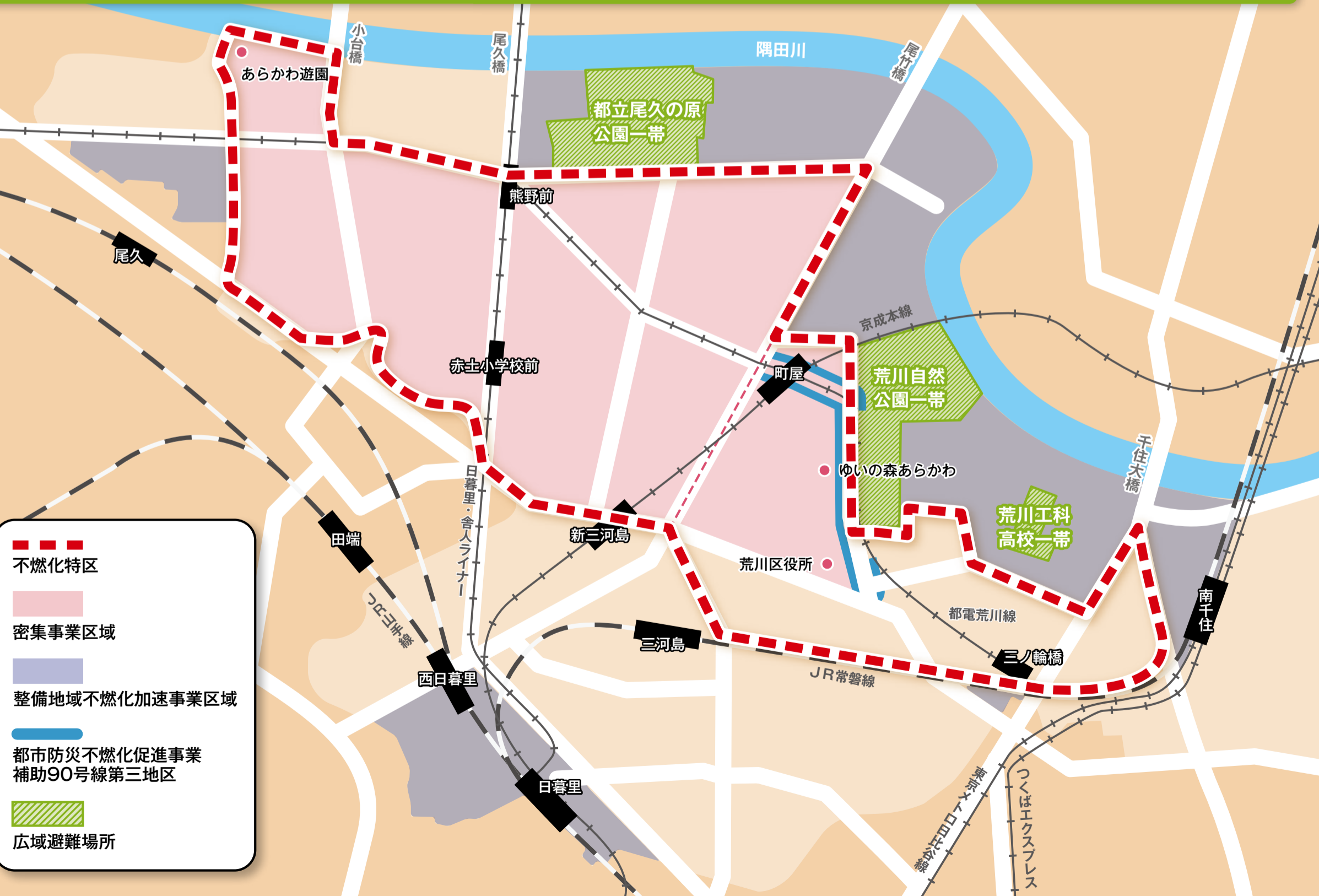
問合せ 住まい街づくり課防災街づくり係 ☎内線2827

細街路拡幅整備事業

細街路の拡幅整備に協力した場合に、後退用地やすみり用地にある障害物を除却し、整地した費用を助成します。

助成額 ▶後退用地の整地…3万円(1㎡当たり)
 ▶すみり用地の整地…6万円(1か所当たり)

問合せ 建築指導課細街路整備係 ☎内線2844



不燃化特区

密集事業区域

整備地域不燃化加速事業区域

都市防災不燃化促進事業補助90号線第三地区

広域避難場所

まずは相談 無料相談窓口

不燃化特区住まいの相談会

不燃化特区内の老朽木造建築物に関する相談ができます。

期日 ①7月21日(金) ②7月22日(出)
時間 ①▶午後5時~7時55分
 ②▶午前9時30分~午後0時25分
 ▶午後2時~4時55分

場所 区役所北庁舎2階201会議室
定員 各9組(申込順)
申込み 電話で、住まい街づくり課防災街づくり係 ☎(3802)4319

空き家相談会

区内に所有している空き家・区内の空き家に関するさまざまな悩みを、専門相談員に相談できます。

期日 7月28日(金)
時間 午後2時30分~4時30分
場所 区役所北庁舎2階201会議室
定員 8組(申込順)

申込み 電話で、住まい街づくり課防災街づくり係 ☎(3802)4079

上記以外の日程は、後日、区報等でお知らせします